

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第1号

無料求人広告の落とし穴

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Q uestion

ある日、求人サイトの運営業者から無料でネット上に求人広告を出せるという営業の電話がかかってきました。3週間の無料キャンペーン中とのことで、有料期間になる前には更新確認の連絡をしてくれるそうです。無料ですし、とりあえず求人広告をお願いしようかと考えています。



A nswer

無料期間あり! と宣伝する求人広告を出すべきではありません

これまでこのような相談を多く受けてきましたが、無料期間を過ぎる前に更新の確認をしてくる業者は一つもありません。営業の際は無料を強調しておきながら、有料に切り替わる自動更新期間(申込書に小さい文字で書いてある)が来たのを見計らって、営業のときは別の人間が、きちんと申込書もあるし無料期間を過ぎたら有料になると書いてあるのだから広告掲載料を支払えなどと強い口調で言ってきます。園ではこの広告のことを忘れており、業者に言われたとおりに広告掲載料を支払ってしまったという話もよく聞きます。

「無料で求人広告」などという、そんな上手い話はありません。この手の業者が作る求人サイトは誰も見ていないようなものも多く、求人の効果はありません。



もし掲載を依頼してしまい、広告掲載料を支払えという連絡が来たとしても、無料期間が終了する前に連絡を入れてこない約束違反をしたのは業者だからお金は支払わないと伝え、あとは着信拒否やガチャ切り、メールブロックなどでひたすら無視して構いません。弁護士が代理人になって、業者への支払いを断ったケースもあります。

園の困りごと、何でもお問合せください ~園の顧問弁護士~ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■ 弁護士 / 保育士 柴田 洋平 ■ 弁護士 板垣 義一 ■ 弁護士 今西 淳浩

TEL : 03-5336-3390

Email : reve.info@reve-law.jp

HP : <http://www.reve-law.jp/>

 **レーヴ法律事務所**